



## [中国会計・税務実務入門]

### 第90回 小型企業に対する税務優遇政策

中国の景気減速感が強まる中、経済の安定化を図るため、2019年においても引き続き、小型企業に対する各種税目の優遇政策が発表されています。

#### ▼用語解説

※1 増値税の小規模納税人

増値税小規模納税人の条件は、年間売上高 500 万元以下であることです。

※2 従業員数・資産総額

従業員数には、企業と労働契約を締結している人員（派遣を受け入れている人員）を含みます。

年度の従業員数及び資産総額は、企業の各四半期平均値の通年平均値で、次のように計算します。

$$\begin{aligned} & \text{四半期平均値} \\ &= (\text{四半期首値} + \text{四半期末値}) \div 2 \\ & \text{各四半期平均値の通年平均値} \\ &= \text{各四半期平均値合計} \div 4 \end{aligned}$$

## 1. 小型企業に対する減税政策

2019年1月17日付で、「小型企業の普惠型税収減免政策の実施に関する通知」(財税[2019]13号)が公布されました。

小型企業(小型薄利企業、増値税の小規模納税人※1)に対する減税政策が、2019年1月1日から2021年12月31日までの3年間にわたって実施されます。

## 2. 小型薄利企業の企業所得税優遇措置

日本には、中小企業の税率優遇制度がありますが、これに相当する措置が中国にもあります。小型薄利企業の要件を満たす場合、企業所得税税率(通常は25%)が20%となります。更に、その際の課税標準額(課税所得を減じた金額)とされているため、実質的な税負担は20%より低くなります。

今般、この優遇を受けられる条件が緩和され、課税標準額の算定方法も減税方向に変更されました。具体的には次表の通りです。なお、適用される中小企業は、国家による制限・禁止類に属する業種でないことが前提となっています。

#### 従来の措置

| 企業種類       | 工業企業                        | その他       |
|------------|-----------------------------|-----------|
| 課税所得       | 100万元以下                     |           |
| 従業員数※2     | 100人以下                      | 80人以下     |
| 資産総額※2     | 3,000万元以下                   | 1,000万元以下 |
| 税額<br>計算方法 | (課税所得×50%)×税率20%<br>→ 実質10% |           |

#### 本政策による措置

|            |   |
|------------|---|
| 企業種類       | 全て  |
| 課税所得       | 300万元以下   |
| 従業員数※2     | 300人以下  |
| 資産総額※2     | 5,000万元以下   |
| 税額<br>計算方法 | 課税所得が100万元以下の部分<br>(課税所得×25%)×税率20%<br>→ 実質税率5%<br>課税所得が100万元超300万元以下の部分<br>(課税所得×50%)×税率20%<br>→ 実質税率10% |

## 3. 増値税の小規模納税人に対する優遇措置

### ① 各種地方税の減税

増値税小規模納税人に対し、資源税、都市維持建設税、家屋税、都市土地使用税、印紙税(一部除外)、耕地占用税、教育費附加、地方教育費附加が、各地区の実情によって50%まで減税できるようになりました。

### ② 増値税免税基準の引上げ

小規模納税人に対する増値税の徴収免除に係る課税売上要件が、月額10万元以下に引き上げられました(従前は月額3万元以下)。

表題(タイトル)「経済縦横(Jing ji zong heng)」は、中国語で「経済情報を網羅する情報網」を意味します。

## ▼用語解説

※<sup>1</sup> 広州市における施策

広州市《就業を更に促進する実施意見について》  
 广州市人民政府关于进一步促进就业的实施意见穗府规〔2018〕19号  
 2019年1月2日发布、同日施行

※<sup>2</sup> 深セン市における施策

深セン市《就業を更に促進する若干措置》  
 深圳市人民政府关于印发进一步促进就业若干措施的通知 深府规〔2018〕30号

※<sup>3</sup> 雇用が安定している企業

従業員を解雇（して失業登記する）実績がない、若しくは、少ない企業で、社会保険に参加している企業をいいます。

## [現場Q &amp; A]

## 広東省の企業負担の軽減と雇用促進策について 1

Q

中国経済の悪化懸念を反映し、小規模企業等への税制優遇策が今年も継続して発布されています。広東省各市における企業雇用促進策や救済措置の計画について教えてください。

A

今回は、広州市と深セン市における雇用促進策等の施策をご紹介します。

1. 広州市における施策※<sup>1</sup>

## ① 社会保険費のコスト引下げ

- ・ 養老保険の企業の料率は維持。
- ・ 失業保険料率1%を2020年まで維持の上、変動比率制度を継続。
- ・ 医療保険料率の企業の料率を8%から6.5%まで段階的に引下げ。
- ・ 労災保険は変動比率のまま、30%低減を2020年まで段階的に実施。
- ・ 障害者就業保険金は2020年末まで2017年の基準で徴収。

## ② 雇用促進政策

- ・ 従業員数2,000人超、若しくは100人以上を新規一括雇用する企業を重点雇用企業とし、その所在地所管区の人資源社会保障部門に就業サービス専門担当を設置し、雇用政策の窓口とサポートサービスを提供。
- ・ 各区の人資源社会保障部門は、重点雇用企業専門の募集面接会参加の際、5,000元/回の重点雇用企業専門募集手当を重点雇用企業に支給。
- ・ 人材サービス機構が企業に従業員を紹介し6ヶ月以上社会保険に加入した場合、広州市人民政府

が就業補助金から一人当たり400元を当該機構に支給。

## ③ 小規模企業雇用促進

- ・ 設立3年以内の小規模企業の従業員採用に対し、1人以下は一人当たり2,000元、4人目からは一人当たり3,000元を創業雇用助成金として支給（最高3万元）。

深セン市※<sup>2</sup>における施策

## ① 社会保険費のコスト引下げ

- ・ 基本医療保険一級の企業の料率を2019年末まで6.2%から5.2%に引下げ。
- ・ 労災保険は現行の保険料率を30%引下げ。
- ・ 失業保険料率を1.5%から1%に引下げ（内、企業負担は0.7%）。

## ② 雇用安定政策

- ・ 雇用が安定している企業※<sup>3</sup>に対して、前年度納付失業保険料総額の50%を還付。

## ③ 就業促進政策

- ・ 重点雇用企業（広州市と同じ定義）に対し、所在地所管区の人資源社会保障部門に就業サービス専門担当を設置し、雇用政策の窓口とサポートサービスを提供。

## ④ 創業企業の雇用促進

- ・ 創業企業の補助金（一時金）の基準を5,000元から1万元に引上げ。

## [中国レポート]

### 労働契約 2

前回に引き続き、労働契約関連の事項についてご紹介します。今回は、使用期間と服務期間の規定を取り上げます。



#### 1. 試用期間

中国の労働契約法も、日本と同様、試用期間について規定しています。試用期間の最長期間は、労働契約に応じ、次のように定められています。

|                              |
|------------------------------|
| 労働契約期間 3ヶ月以上 1年未満            |
| <b>1ヶ月</b> を超過してはならない        |
| 労働契約期間 1年以上 3年未満             |
| <b>2ヶ月</b> を超過してはならない        |
| 労働契約期間 3年以上、及び、<br>無固定期限労働契約 |
| <b>6ヶ月</b> を超過してはならない        |

なお、同一の企業等と同一の労働者との間で設けることのできる試用期間は、1回のみです。

#### 2. 試用期間中の給与

労働者の試用期間中の給与は、その企業等における同様の職位の最低給与の80%、及び、労働契約締結された給与の80%を下回ってならないこととされています。

また、試用期間中の給与は、労働者の所在地の最低賃金を下回ることもできません。

#### 3. 試用期間中の労働契約解除

労働契約法には、試用期間内の労働契約の解除について、次のように規定されています。

##### 労働契約法 第21条

試用期間中は、労働者に本法第39条及び第40条第1項、第2項<sup>\*1</sup>の

規定する情况がある場合を除き、使用者は労働契約を解除してはならない。使用者が試用期間中に労働契約を解除する場合は、労働者に対し事由を説明しなければならない。

労働契約法第39条では、使用者が労働契約を解除できる事由として「試用期間中に採用条件に合致していないことが証明された場合」が規定されています。このため、一般的には、「試用期間中に使用者から労働契約を解除することができ」と解釈されています。

試用期間を過ぎた後は、一転して、解雇が非常に困難になります。採用活動の際は注意が必要です。

#### 4. 服務期間

使用者は、労働者のために研修費用を提供し、これに対して専門的な技術研修を行う場合には、その労働者との間で協議書を締結し、服務期間<sup>\*2</sup>を約定することができることとされています。

労働者は、服務期間の約定に違反した場合、約定により使用者に違約金を支払わなければなりません。

違約金の金額は、使用者が提供する研修費用が上限となります。また、使用者が労働者に支払いを要求する違約金は、服務期間の未履行部分に割り当てられるべき研修費用を超えることはできません。

#### ▼用語解説

##### \*1 本法第39条及び第40条第1項、第2項

労働契約法の第39条、第40条の第1項と第2項には、使用者から労働契約を解除する（解雇する）ことができる情況が規定されています。

##### \*2 服務期間

労働者と使用者（雇用主）が協議に基づき合意された期間、使用者は労働者に一定の特別待遇を与え、労働者は特定の期間を使用者に提供するのが一般的です。労働契約の契約期間とは必ずしも一致するものではありません。



## ▼用語解説

## ※1 農曆

中国では、旧暦のことを農曆と呼びます。

## ※2 春晚

いわば中国版の「紅白歌合戦」。大晦日の午後8時から年明けまで放送され、歌謡曲だけでなく、中国の伝統芸能の演目も含まれています。

人民日報によると、今年は世界 162 の国と地域に放映され、11 億 7,300 万人が視聴したとのことです。

## [現地社員レター from 中国]



## 「春節」とは

春節は、中国人にとって一大イベント。近年は日本国内でもこの春節を祝う光景が見られます。春節とは何か、改めてご紹介いたします。

## のべ 30 億人の中国人が大移動

毎年 1 月後半にもなると、北京、上海、深セン等の大都市は、段々と人が少なくなっていく。中国人にとっての一大イベント「春節」の到来です。

春節とは、旧暦（農曆<sup>※1</sup>）の正月のことです。日本では、グレゴリオ暦（西暦）でお正月を祝いますが、中国では今も旧暦で新年をお祝いします。

新年を家族と祝う習慣は日本と全く同じですが、人口や国土の規模が全く異なる中国では、この時期、のべ約 30 億人が国内外を移動します。鉄道、飛行機の混雑はもちろんのこと、1,000 km以上の距離を自家用車で移動することも、中国ではよくある話です。

## 長い休みも、親戚周りであつと

大晦日である除夕（じょせき）には、家族みんなで水餃子を作り、「春晚<sup>※2</sup>」を見るのが一般的です。餃子の形は中国の昔の通貨「元宝」に似ていて、餃子を食べることは「富をもたらす」ことにあやかっています。

地方では、大晦日（旧年に日付が変わる時間帯になると、あちこちから爆竹の音が盛大に響いてきます（最近では爆竹や花火を禁止する都市が増え、大都市ではあまり聞かなくなりました）。

年が明けると、親戚への挨拶回りが始まります。招待したり訪問したりする順番は、一族の序列によって決まります。例えば、1 日目は父方の伯父とその家来を招き、2 日目には父方の叔父を訪問し、3 日目は母方の伯母を訪問する（等）といった具合です。親族一同で食卓を囲み、新しい 1 年の抱負を語って乾杯をします。中国では、おじさん、おばさんの呼称も父方、母方、何番目の兄弟によって異なります。慣れない日本人にとってはその呼び方を覚えるだけでも一苦勞ですが、伝統に触れることのできる場面といえます。

## 中国人は旧暦(農曆)を大切に

中国の人たちが熱心に春節の到来を祝う姿を見ると、旧暦に対する愛着の強さがよく分かります。地方では、自分の誕生日を旧暦で祝う人が、未だに多くいます。春節以外にも、旧暦に由来する法定休日があります。清明節、端午節、中秋節は、春節とともに「伝統的四大休日」とされ、単なる休日ではなく、それぞれの休暇に対応する慣習が今もきちんと受け継がれています。

こうした中国における旧暦への愛着の強さは、かつて同じく旧暦を採用していた日本とは対照的です。中国が元来、西洋とは異なる体系の文明国であるということを感じます。春節を知る、体験することは、中国人の文化、価値観の理解への第一歩です。

事務所名、住所等、は、こちらに記入してください。

別のページに事務所名欄を設けたい場合には、こちらの枠をコピー&ペーストしてご利用ください。